

第 2 5 期 第 3 6 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年 5 月 2 7 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 3 6 回定例農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分から、農業振興センターにおいて第 3 6 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事 務 局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第 1 4 4 号	農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について	1 件
第 1 4 5 号	農地法 3 条の規定による許可申請について	3 件
第 1 4 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について	1 1 件
第 1 4 7 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
（報告）		
第 5 9 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	1 件
第 6 0 号	農地の使用貸借解約通知について	2 件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第36回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の総会開催にあたり議席番号●●番 ●●委員、●●番 ●●委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願いいたします。

議案第144号

農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

農業振興課 ●●主査

農業振興課の●●です。本日は、お時間をいただきありがとうございます。

それでは、議案第144号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明いたします。

農業経営基盤強化促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、愛媛県が策定する基本方針に即して、市町村が地域の実情を踏まえて定める計画です。

この基本構想では、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標や、担い手への農地利用の目標、また、農業経営の改善を図る農業者への支援方針などを定めております。

本年1月に、愛媛県の基本方針について5年毎の見直しが行われました。これを踏まえ、本市の基本構想についても見直しを行う必要があることから、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の皆様に御意見をお伺いするものです。

なお、農業委員の皆様には、事前に変更概要及び本文案を配布させていただいております。本日は時間に限りがございますので、主な見直し内容について説明いたします。主な見直し点は、2点ございます。

まず1点目は、目標営農類型の策定に当たって使用する労務単価の見直しです。こ

ちらは、伊予市の基本構想で定める農業経営モデルの基準となる単価ですが、愛媛県の基本方針及び愛媛県最低賃金を踏まえ、補助従事者単価及び雇用賃金単価について、現行の1時間当たり1,000円から1,100円へ変更するものです。なお、現在の愛媛県最低賃金は1,033円となっております。

2点目は、効率的かつ安定的な農業経営が、地域の農用地利用に占める面積割合の目標についてです。

これは、地域の農地のうち、認定農業者などの担い手が利用する農地の割合を示すものですが、愛媛県の基本方針に合わせ、目標値を現行の41.6%から50.0%へ変更するものです。

その他につきましては、軽微な修正となっております。本市農業を取り巻く現状を踏まえた時点修正を行うほか、読みやすさ向上のため、重複している記載内容の整理・省略などを行っております。変更を予定しております文案につきましては、お配りしております資料のとおりです。委員の皆様から御意見等がございましたら、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。議案第144号につきまして、委員の皆様からご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

認定農業者が占めるパーセンテージが50%ですか。現在は達していないので、それに近づけることをやりましょうということですか。

農業振興課 ●●主査

はい、そうです。

●● 農業委員

認定農業者で若い人の割合はどれくらいですか。

農業振興課 ●●主査

傾向としては、高齢の方の割合が高いです。

●● 農業委員

若い人は、少ないということですね。

農業振興課 ●●主査

そうですね。30代、40代の方もいらっしゃいますが、割合としましては、60代、70代の方が多いですね。

●● 農業委員

前々からですが、認定農業者のメリットが少ないので、認定農業者には入らないという声があります。それが影響しているかわからないのですが、目に見えるメリットが少ないのではないかと思います。

農業振興課 ●●主査

認定農業者の方が申請できる補助制度がありますが、その制度につきまして、事務局といたしましても積極的に周知しまして、認定農業者になられた場合の利点を農業されている方々に少しでも伝えられるように取り組んでいきたいと思っています。

●● 農業委員

9 ページから 13 ページのこれは実際に伊予市にある農地なのか、モデルなのか教えていただきたいです。

農業振興課 ●●主査

モデルとして挙げさせていただいております。

議長

現在認定農業者は、130 人ほどいると思いますが、この人たちが地域で 50% 占めるということでしょうか。目標的には高いと思うのですが。

農業振興課 ●●主査

現状は 30% 程度であります。ただ、4 年程前は 20% 程度で推移していたので、少しずつは伸びてきているところですので、愛媛県の目標に合わせております。

●● 農業委員

認定農業者数は、各地区でばらつきがあり、人数の少ない地区において重点的に取り組んでいただきたい。

●● 農業委員

今、売上がいくらですか。

農業振興課 ●●主査

所得の目標が 400 万で基準が 320 万です。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、議案第 144 号について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。議案第144号について承認いたします。

議案第145号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	譲渡人の要望	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人は新規農地取得者ですが、上吾川にある住宅周辺農地を中心に長年耕作を続けられており、農業経験も豊富な方です。経営状況は、議案説明書の2ページ1番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、私から説明させていただきます。●●さんは、お兄さんが専門的になつみ、米麦をやっております、●●さんが、合間にお手伝いをしていう状況でございます。現在、お兄さんが借りて作っていた土地を●●さんが買ってほしいということで●●さんが買って、従来通り稲作を作るということでございます。特段問題ないと思います。

議長

番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	山梨県北杜市	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	稲荷字●●	畑	●●m ²
	他1筆 合計	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人は新規農地取得者です。譲渡人と譲受人は親戚関係にあたりまして、県外に住まわれている●●さんが農地管理することが難しいため●●さんに譲渡する流れになったと聞いております。●●さんは、家庭菜園として収穫物の販売や農地拡大は予定されておりません。●●さんは飲食店を経営されており休日にご夫婦で農作業を行い、収穫物の一部は、店の料理に使用したいとのことです。経営状況は、議案説明書の2ページ2番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

この農地は、放棄地みたいなところでビワとミカンが植わっていますが、世話は元からしていなかったもので、木が弱っている状態です。●●さんは、これから店に出すような収穫物を作ろうとしているようで、放棄地も解消されるので良いと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、地元委員欠席につき、事務局にて一括説明をお願いします。

3番

譲渡人	森	●●	さん
譲受人	尾崎	●●	さん
申請地	尾崎字●●	田	●●㎡
	他5筆	合計●●	㎡
譲受人の耕作面積	●●	㎡	
申請理由	(譲受人) 譲渡人の要望 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人は、申請農地近隣に住まわれております。申請農地の5筆については、後で報告しますが、議案書6ページの18条解約通知報告にありますとおり、譲受人の母親である●●さんが借りられて耕作をしていた農地を解約して、同居されている息子の●●さんへ所有権移転するようになっております。経営状況は、議案説明書の2ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 農業委員

●●さんの息子の●●さんが百姓を継ぐということで、●●さんの所を譲り受けて新たに規模拡大をしようということです。お父さんもお母さんも百姓をしておりますから、十分できると思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号3について承認いたします。

議案第 1 4 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定め、同条第 7 項の規定により、次のとおり公告するため審議を求める。

事務局

それでは、事前に送付させていただいていた別冊、令和 8 年度「農用地利用集積等促進計画」第 2 号をご覧ください。1 ～ 4 ページが所有者と機構との間の契約、5 ～ 8 ページが機構と受手との間の契約となっております。各契約の申請番号が共通の番号となっておりますので確認いただければと思います。よろしくお願いします。今回の利用権設定の申し出の合計は、11 件、23 筆、23,384 ㎡。内訳としましては、有償の件数が 9 件、無償の件数が 2 件、となっております。契約の期間については、10 年以上の契約が 3 件、5 年以上 10 年未満の契約が 8 件となっております。

担当地区農業委員さん・推進委員さんに事前に現地確認願にて確認はいただいておりますので、本計画案について、内容が地域の実情に合っているか、適切な農地利用となっているかについて、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 1 ～ 1 1 につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 ～ 1 1 について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号 1 ～ 1 1 について承認いたします。

議案第 1 4 7 号

議案第 1 4 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号 1

議案説明書は、4 ページ、番号 1、申請地説明図は、位置図が 2 ～ 3 ページ、現地写真は、4 ページをご覧ください。譲渡人は、上三谷、●●さん。譲受人は、下吾川、

●●さん。申請地は、上三谷字●●、畑、●●㎡。転用目的は、分家住宅。権利の種類等は、所有権の移転。

転用事由の詳細ですが、譲受人は現在、家族三人で市内の賃貸住宅に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、今後の家族構成の変化も見据え、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、祖母が所有する申請地が、両親及び祖母の居住地にも近く、将来的な親族の介護の面等からも最適地であるため、当該申請地に分家住宅を建築すべく本申請に至ったものであります。

申請地は上三谷地区の住宅等が連たんする区域に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

また、当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともなく、盛土規制法の許可届出については不要と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見ををお願いします。

●● 推進委員

前回も出ておりましたが、お孫さんが建てるということで、代理人により申請に関する手続きが早くできたので、すぐ着手したいとのことでした。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告第59号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告します。

事務局

1番

貸出人	森	●●	さん
借受人	尾崎	●●	さん
届出地	尾崎字	●●	田 ●●m ²
	他4筆	合計	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法、賃借権設定		

報告第60号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告します。

1番

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
届出地	宮下	●●	畑 ●●m ²
	他4筆	合計	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	機構法、使用貸借権設定		

2番

貸出人	宮下	●●	さん
借受人	松山市	●●	さん
届出地	宮下	●●	畑 ●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	機構法、使用貸借権設定		

議長

以上で、報告事項を終わります。それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

以上で、議案審議を終了いたします。

議長

それでは、次回は6月29日(月曜日)午後3時30分から伊予市役所での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第36回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時10分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
